

**指定障害児相談支援事業所  
聖隷相談支援事業所磐田みなみ  
重要事項説明書**

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して指定障害児相談支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として指定計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。利用者がその有する能力及び適正に応じ、日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援を当該利用者の意向、適正、障害の特性、その他の事情に応じ適切かつ効果的に行うものとしします。

∞ 目 次 ∞

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 通常の事業実施地域及び営業日	1
4. 職員の体制	1
5. 事業所が提供する事業内容と利用料金	2～3
6. 留意事項	4
7. 虐待の防止に関する措置	4
8. 記録について	4
9. 損害賠償保険への加入	4
10. 苦情等の受付について	4～5

社会福祉法人 聖隷福祉事業団  
聖隷相談支援事業所磐田みなみ  
当施設は障害児相談支援事業所の指定を受けています  
(磐田市指定 第 2276900319 号)

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市元城町 218 番地 26
代表者氏名	理事長 青木 善治
法人の設立年月日	昭和 27 年 5 月 1 日
電話番号・FAX 番号	電話 053-413-3300 FAX 053-413-3314

## 2 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援事業所 平成 29 年 4 月 1 日指定 磐田市第 2276900319 号
事業所の名称	聖隷相談支援事業所 磐田みなみ
事業所の所在地	静岡県磐田市上岡田 1079-1
電話番号・FAX 番号	電話 0538-31-3005 FAX 0538-30-7591
管理者氏名	井上 佳子
運営の基本方針 及び目的	利用者個人の尊厳を重視し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援します。
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
事業所が行っている 他の業務	指定特定相談支援事業(磐田市指定 第 2236900557 号)

## 3 通常の事業実施地域及び営業日

事業実施地域	磐田市及びその周辺の地域（浜松市、袋井市、周智郡森町）
営業日	月～金（祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
受付時間	月～金 8 時 30 分～17 時 ※休日及び時間外は電話にて対応
サービス提供時間帯	月～金 8 時 30 分～17 時

## 4 職員の配置状況

職種	職員配置	常勤・非常勤	指定基準	常勤換算
管理者	1 名	常勤(兼務)	1	0.1
相談支援専門員	2 名	常勤及び兼務	1	1.4

平成 29 年 4 月 1 日 現在

※当事業所では、利用者に対して指定特定相談支援サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### (1) 管理者 1 名(常勤職員)

管理者は、従業員の管理、指定障害児相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

### (2) 相談支援専門員 1 名以上(常勤職員 1 名)

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、児童通所利用計

画またはサービス等利用計画(以下、「利用計画等」という。)の作成に関する業務を行います。

## 5 事業所が提供する事業内容と利用料金

### (1) 指定障害児相談支援事業の内容 (契約書第3条～第6条参照)

事業所で行う指定障害児相談支援事業の内容及び提供方法は、次のとおりとします。

- (1) 事業所は、指定障害児福祉サービス等の利用を希望する者から指定障害児相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用者及びその家族(以下、「利用者等」という。)のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について利用者等の同意を得た上で支援を実施します。
- (2) 事業所の相談支援専門員は、利用計画等の作成に当たっては、利用者宅等への訪問による面接を行い、適切にアセスメントを行います。
- (3) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、以下の事項を記載した利用計画等案を作成します。
  - ① 利用者及び保護者の生活に対する意向
  - ② 総合的な援助の方針
  - ③ 生活全般の解決すべき課題
  - ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
  - ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
  - ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
  - ⑦ 継続サービス支援期間に係る提案
- (4) 相談支援専門員は、利用計画等案を作成した際には、当該利用計画等案の内容について、利用者等に対して説明し同意を得た上で、当該利用計画等案を利用者に交付します。
- (5) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用計画等の原案(支給決定内容を踏まえて変更を行った利用計画等案をいう。)に位置づけた福祉サービス事業等の担当者(以下、「担当者」という。)を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、利用計画等を作成します。
- (6) 利用計画等には、以下の事項を記載するものとします。
  - ① 利用者及び保護者の生活に対する意向
  - ② 総合的な援助の方針
  - ③ 生活全般の解決すべき課題
  - ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
  - ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
  - ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
  - ⑦ 継続サービス支援期間に係る提案
  - ⑧ 福祉サービス等の利用料

⑨ 福祉サービス等の担当者

- (7) 相談支援専門員は、前項の利用計画等を作成した際には、当該利用計画等の内容について、利用者等に対して説明し同意を得た上で、当該利用計画等を利用者及び担当者に交付します。
- (8) 相談支援専門員は、利用計画等の作成後、利用計画等の実施状況の把握(以下、「継続サービス支援」という。)を行い、必要に応じて利用計画等の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (9) 相談支援専門員は、継続サービス支援に当たっては、利用者及び保護者、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、面接を行うほか、その結果を記録します。

(2) 利用料金(契約書第7条参照)

① サービス利用料金

指定相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援給付費額を受領する場合(法定代理受領)は利用者の自己負担はありません。

事業者が障害児相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、別途「利用料金に関する同意書」に定める金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると障害児相談支援給付費が支給されます。

※別紙参照

② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所を利用される場合は、要した交通費の実費をいただきます。

1 kmにつき、52 円

③ 利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末指定日までに原則以下ア.の方法でお支払いください。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

また、ご希望により、以下 イ.の方法でも承ります。(イ.の場合、振込手数料はご利用者様負担となります。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫  
農業共同組合・郵便局・信用組合(一部除く)

イ. 下記指定口座への振込み

磐田信用金庫 岡田支店 (普) 5059457

《名義》 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 せいれいふくしじぎょうだん 聖隷福祉事業団

りじちよう 理事長 あおき 青木 よしはる 善治

## 6 留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者および保護者等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、苦情受付窓口等に遠慮なくご相談下さい。

## 7 虐待の防止に関する措置

事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

## 8 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第9条第6項参照)

当事業所は、関係法令(及び聖隷福祉事業団個人情報保護規定)に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります)

※ 当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 利用計画等
- (2) アセスメントの記録
- (3) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) 継続サービス支援結果の記録
- (6) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務づけられた市町村への通知事項
- (7) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (8) 事故の状況および事故に際しての対応の記録

☆閲覧・複写ができる窓口業務時間 8:30 ~ 17:00 (土、日、祝祭日等は除く)

## 9 損害賠償保険への加入(契約書第10条参照)

保険会社名 あいおい損害保険株式会社  
保険代理店名 聖隷トップ保険サービス有限会社  
保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 10 苦情等の受付について(契約書第15条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

苦情受付窓口	担当者名：小野田 樹 受付方法：面接及び電話（0538-30-7551） 苦情受付箱（玄関に設置）
--------	---------------------------------------------------------

第三者委員	希望される場合は、第三者委員を交えて話し合いができます。第三者委員は、利用者と当施設との間に入って、問題を公平、中立な立場で円滑、円満に解決するために設けられた制度です。この委員は下記の外部の方に委嘱しています。 酒井 範子 鈴木 法子
苦情解決責任者	井上 佳子

## (2) その他苦情受付機関

磐田市 福祉課	所在地：磐田市国府台 57-7 i プラザ 3 階 電 話：0538-37-4919
静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内 電 話：054-653-0840

平成 29 年 4 月 1 日 施行

平成 31 年 4 月 1 日 改訂

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 8 月 1 日 改訂

指定障害児相談支援の提供および利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

施設名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

聖隷ぴゅあセンター磐田 聖隷相談支援事業所磐田みなみ

説明者 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援の提供および利用の開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_) (印)

利用者氏名 \_\_\_\_\_